

CTB メディア 個人情報の取り扱い

第1条 (加入者個人情報の取り扱い)

- CTBは、保有する加入者個人情報については、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）、個人情報の保護に関する基本方針（平成16年4月2日閣議決定）、及び放送受信者等の個人情報の保護に関する指針（平成16年8月31日総務省告示第696号。以下「指針」という）に基づくほか、CTBが指針第28条に基づいて定める基本方針（以下「方針」という）及びこの約款の規定に基づいて適正に取り扱います。
2. CTBの方針には、CTBが保有する加入者個人情報に関し、利用目的、加入者個人情報により識別される特定の個人（以下「本人」という）がCTBに対して行う各種求めに関する手続き、苦情処理の手続き、その他取り扱いに関し必要な事項を定め、これをWebサイト（<https://www.ctb.jp>）において公表します。
 3. CTBは、利用目的の達成に必要な範囲内において、加入者個人情報を取り扱うとともに、保有する加入者個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。

第2条 (加入者個人情報の利用目的等)

- CTBは、契約約款に定めるサービスを提供するために、次に掲げる目的で、加入者個人情報を取り扱います。
- ①. サービス契約の締結
 - ②. サービス料金の請求
 - ③. サービスに関する情報の提供
 - ④. サービスの向上を目的とした視聴者調査
 - ⑤. 受信装置の設置及びアフターサービス
 - ⑥. サービスの視聴状況等に関する各種統計処理
 - ⑦. サービスの提供に関連しての第三者への提供（第三項に該当する場合に限る）
2. 当社は、次に掲げる場合を除き、あらかじめ加入者本人の同意を得ないで、第1項に規定する利用目的を超えて加入者個人情報を取り扱うことはありません。
 - ①. 法令に基づく場合
 - ②. 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ③. 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき
 - ④. 国の機関若しくは地方団体又はその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき
 3. CTBは、保有する加入者個人情報については、次に掲げる場合を除き、第三者に提供することはありません。但し、第2項各号に定める場合には、この限りではありません。
 - ①. 本人が書面等により同意した場合
 - ②. 本人の求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止することを条件として、以下の事項をあらかじめ本人に通知し、又は方針に定めて本人が容易に知り得る状態においていたとき
 - ア. 第三者への提供を利用目的とすること
 - イ. 第三者に提供される加入者個人情報の項目
 - ウ. 第三者への提供の手段又は方法
 - エ. 本人からの求めに応じて当該加入者個人情報の第三者への提供を停止すること
 - ③. 第3条の規定により加入者個人情報を共同利用する場合
 - ④. 第4条の規定により加入者個人情報の取り扱いを委託する場合
 - ⑤. CTB又はCTBの代理人若しくは当社の代理人が指定する者に対する加入申し込みが行われると同時に金融機関等・郵便局及びクレジットカードの登録を行い、同登録に必要な限度で加入者個人情報を金融機関等・郵便局・クレジットカード会社及び収納代行機関に提供する場合（これらの加入者個人情報の修正を行う場合を含みます）
 4. CTBが、第3項により加入者個人情報を提供する第三者は、Webサイトに公表しています。
 5. CTBは、第3項により第三者に加入者個人情報を提供する場合においては、加入者個人情報漏洩、滅失又はき損の防止その他の加入者個人情報の安全管理（以下「加入者個人情報の安全管理」という）のために講じる措置、秘密の保持その他必要な事項を内容とする適切な契約を締結します。
 6. CTBは、本人からCTBが保有する加入者個人情報の利用目的の通知を求められたときは、本人に対し遅滞なくこれを通知します。但し、利用目的を本人が知り得る状態に置いてあるとき、又は本人に通知することにより次の各号のいずれかに該当する場合はこの限りでなく、利用目的を通知しない場合はその旨を本人に対して通知します。
 - ①. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害する恐れがある場合
 - ②. CTBの権利又は正当な利益を害するおそれがある場合
 - ③. 国の機関又は地方公共団体が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

第3条 (加入者個人情報の共同利用)

- CTBは、第2条第1項に定める目的で取り扱う加入者個人情報のうち方針で定めるものを、その目的を達成する為に当社の代理人が代理人として行う業務に必要な範囲内で当社の代理人と共同して利用します。
2. CTBは、契約の成立の規定に基づいて契約申し込みを承諾しなかった場合、又はサービスの停止と加入契約の解除の規定に基づく契約解除を行った場合、当該不承諾又は解除事由に該当する事実及び当該加入者を特定するために必要な最低限の加入者個人情報のうち宣言書に定めるものを、他の放送事業者及びCTBの代理人と共同して利用することができます。この場合において当該情報の利用目的は契約の成立又はサービスの停止と加入契約の解除の要件に該当するか否かの判断に限ります。
 3. 共同利用して利用する加入者個人情報の管理の責任は、第1項の場合においてはCTB及びCTBの代理人が、並びに第2項の場合においてはCTB、CTBの代理人及び他の放送事業者が自ら取り扱う情報についてそれぞれ負います。尚、管理の責任を負うものの氏名又は名称は方針に定めます。

第4条 (加入者個人情報の取り扱い委託)

- CTBは、加入者個人情報の取り扱いの全部又は一部を委託することができます。
2. 第1項の委託する場合は加入者個人情報の安全管理のために適切な措置を講じること等を内容とする選定基準を定め、これに

基づいて委託先を選定します。

3. CTBは、第1項の委託先との間で、第2条第5項の契約を締結するとともに、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。
4. 第3項の契約には、第1項の委託先が加入者個人情報の全部又は一部の取扱を再委託する場合には、第2項及び第3項と同様の措置をとる旨の内容を含みます。

第5条（安全管理措置）

CTBは、加入者個人情報の漏洩、滅失又はき損の防止その他の加入者情報の安全管理のため、加入者個人情報に係わる管理責任者の設置、安全管理規定の作成、従業員に対する監督、取扱の管理その他の指針第10条から第15条までに定める措置をとります。

第6条（本人による開示の求め）

- 本人は、CTBに対し、方針に定める手続きにより、CTBが保有する本人に係わる加入者個人情報の開示の求めを行うことができます。
- CTBは第1項の求めを受けたときは、遅滞なく文書により（本人が他の方法を希望する場合を除きます。以下同じとする）当該情報を開示します。但し、開示することにより次の各号のいずれかに該当する場合には、その全部又は一部を開示しないことがあります。
 - ①. 本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
 - ②. CTB又は第三者の代理人の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
 - ③. 他の法令に違反することとなる場合
- CTBは、第2項の規定に基づき加入者個人情報の全部又は一部について開示しない場合は、本人に対し遅滞なく理由を付して文書で通知します。

第7条（本人による利用停止等の求め）

本人は、CTBが保有する自己の加入者個人情報の内容の正確性の確保や利用の適正性を確保するために、方針に定める手続きによりCTBに対し次に掲げる求めを行うことができます。

- ①. CTBが保有する加入者個人情報の訂正、追加又は削除
- ②. 加入者個人情報の利用の停止
- ③. 加入者個人情報の第三者への提供の停止

2. CTBは、第1項の求めに理由があると認めたときは遅滞なく必要な措置をとります。

3. CTBは、第2項によりとった措置の内容（措置をとらない場合はその旨）及びその理由を本人に対し遅滞なく通知します。

第8条（本人確認と代理人による求め）

CTBは、第2条第6項、第6条第1項又は第7条第1項の求めを受けたときは、求めを行う者が本人又は第2項の代理人であることの確認を方針に求める手続きにより行います。

2. 本人は、第2条第6項、第6条第1項又は第7条第1項の求めを代理人によって行うことができます。

第9条（本人の求めに係わる手数料）

CTBは、第2条第6項及び第6条第1項の求めを受けた場合は、別表4に定める手数料を請求します。

2. 第1項の手数料は、CTBの指定する期日に利用料金に合算して支払うものとします。
3. 加入者以外の本人の係わる手数料は、CTB窓口にて現金で支払うものとします。

第10条（苦情処理）

CTBは、加入者個人情報の取扱に関する苦情は、適切かつ迅速な処理に努めます。

2. 第1項の苦情処理の手続きは方針に規定します。

第11条（本人が行う求め及び苦情等の受付窓口）

CTBは、第2条第6項、第6条第1項又は第7条第1項に基づく求め、第10条に基づく苦情の受付、その他加入者個人情報の取扱に関する問い合わせについては、方針に掲載された窓口において受け付けます。

第12条（保存期間）

CTB及びCTBの代理人は、保有する加入者個人情報の保存期間を定め、これを超えた加入者個人情報については遅滞なく消去します。

但し、法令の規定に基づき保存しなければならないときは、この限りではありません。

第13条（加入者個人情報の漏洩等があった場合の措置）

CTBは、CTBが取り扱う加入者個人情報の漏洩があった場合には速やかにその事実関係を本人に通知します。

2. CTBは、CTBが取り扱う加入者個人情報の漏洩等があった場合には、可能な限りその事実関係及び再発防止対策につき公表します。

3. 第2項の規定は、通知又は公表することにより、第6条第2項各号に該当する場合には、この限りではありません。

【別表4】

区分	項目	金額	備考
個人情報の開示	手数料	550円／1件	